

学 童 保 育

入所希望者は申し込みを 「こどもプレイハウス」

町教委では「こどもプレイハウス(学童保育)」を開設しています。入所希望の方は申し込みください。

入所対象者 放課後に共働きなどで保護者が家庭で不在となる児童(原則として小学校1年生~3年生の児童)

開設場所及び定員

青少年センター(錦町) 75名
子どもハウス(緑町) 25名
青少年会館(太美町) 50名
(定員を超える申し込みがあった場合、入所決定選考基準により入所決定いたします。)

開設期間 4月1日から平成17年3月末日まで。

詳しくは、「入所申込用紙」をご覧ください。

費用 無料。ただし、父母会費(活動費とおやつ代)として月額3,000円、スポーツ安全保険加入料として年額500円が必要です。

申込方法 「入所申込用紙」は総合体育館・西当別コミセン・各プレイハウスで2月9日(月)から配付します。

申込用紙に必要事項を記入し、雇用証明書とともに総合体育館が西当別コミセンに提出してください。

申込期限 2月27日(金)

詳細 町教委社会教育課社会教育係(「総合体育館」内・☎2-3834)



注意しましょう! 発火性のごみの取り扱い

1月13日、ごみとして捨てられたマッチが原因で、ごみ処理の現場で発火しました。

ごみはルールを守って出しましょう。



▽発火性があるマッチなどは十分に水に浸して「燃えないごみ」へ。

▽引火性の強いスプレー・携帯コンロ・殺虫剤などの缶は、必ず缶に穴を開けてガスを抜き、また、使い捨てライターは中身を使い切ってから「燃えないごみ」へ。

詳細 環境対策課環境対策係(☎3-2503)

登 録



自動車の登録 手続きはお済みですか?

自動車をお持ちの方で、次の変更事項が生じた方は登録手続きが必要になります。

詳細は、車検証をお手元に用意してからお問い合わせください。

- ①住所や名前が変わったとき。
- ②車を売ったり、買ったりしたとき。
- ③車を使用しなくなったとき。
- ④ナンバープレートを紛失や破損したとき。
- ⑤札幌以外のナンバープレートで使用しているとき。
- ⑥ローンの支払いが終わったとき。
- ⑦車検証やステッカーを紛失、破損したとき。
- ⑧後ろのナンバープレートに封印が付いていないとき。

詳細 北海道運輸局札幌運輸支局 登録部門(札幌市東区北28条東1丁目・☎011-731-7169)

どなたでも参加できます

「健康増進法」が施行され、ますます地域ぐるみの健康づくりが重要です。全国でも先進的に健康なまちづくりを実践している三重県松阪市から講師を迎え、明るく楽しい健康づくりを実感できる研修会を開きます。

健康なまちづくり研修会

◎と き 2月28日(土)
13時30分~15時30分

◎と ころ 「ゆとろ」(西町)

◎申込期限 2月20日(金)

◎申込・問合せ 福祉課保健サービス係
(「ゆとろ」内・☎3-2346)

講 演 「みんなでわいわいがやがや」-健康づくりのわざ教えます-

松阪保健所長 佐甲 隆さん

実践報告 「地域いきいきまちづくり」

松阪市住民組織代表 小泉 晃さん

報 告 「みんなでつくろう健康とうべつ」

意見交換・交流



法務局 無料 なんでも相談

◎ 2月21日(土) 10時~16時

札幌駅南口広場地下街アピア

◎ 「ライラックホール」

◎詳細 札幌法務局(☎011-709-2311・内2115)

法務局の業務「登記・供託・戸籍・人権」に関する質問に札幌法務局職員が相談に応じます。

秘密は厳守

国保

70歳から74歳までの医療費の取り扱い

平成14年10月の医療制度改革によって老人保健の対象年齢が段階的に引き上げられ、75歳になりました。しかし、昭和7年10月1日以降に生まれた方は70歳から74歳までの期間、前期高齢者として加入している保険者より受給者証が交付され、老人保健と同じ1割（一定以上所得者は2割）の自己負担で受診できます。

国民健康保険では、受給者証を初めて交付する方には窓口で説明するため役場に来ていただき、毎年8月に更新するときは郵送により交付しています。

詳細 住民生活課国保年金係 (☎3 - 2467)

区 分	負担割合	外 来	入 院
■一定以上所得者■ ■前期高齢者本人が町民税所得割課税されている	2割負担	40,200円	72,300円 + (総医療費 - 361,500円) × 1%
■一 般■ ■前期高齢者自身が町民税均等割課税されている ■前期高齢者自身は非課税だが同居の国保加入者が町民税課税されている	1割負担	12,000円	40,200円
■低所得Ⅱ■ ■同居の国保加入者全員が非課税だが、前期高齢者自身の収入金額が65万円以上		8,000円	24,600円
■低所得Ⅰ■ ■同居の国保加入者全員が非課税で、前期高齢者自身の収入金額が65万円以下		8,000円	15,000円
低所得 ・ に該当の方が入院する場合は、食事の減額認定証が必要です。			

年金

年金を受けている方が死亡したときは届け出

年金を受けている方が死亡したとき、遺族の方は「年金受給権者死亡届」の提出が必要です。

届け出が遅れると、死亡後も年金が支払われ、あとから遺族の方にその年金をお返しいただくこととなります。早めの届け出をお願いします。

なお、年金は死亡した月分までを受け取ることができますので、まだ受け取っていない年金があるときは、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）の方が未支給請求することによって支払われます。

届け出先

老齢基礎年金を受けている方が

死亡したとき 社会保険事務所
 障害基礎年金・遺族基礎年金を受けている方が死亡したとき 国保年金係

保険料の納付は安心・便利・確実な口座振替を利用しましょう！

手続きは、預貯金通帳・通帳の届出印・国民年金納付案内書を持って金融機関へ。申込み用紙は各窓口にあります。

役場窓口年金相談日

2月4日・25日の水曜日
 役場1階国保年金係へお気軽にお越しください。
 年金保険相談所の開設
 主催 札幌北社会保険事務所
 日時 2月20日（金）
 10時～15時
 場所 商工会館（錦町）

保育所

障害児保育年齢を拡大します

現在、東保育所とふとみ保育所で学齢年齢4歳以上を対象に実施している障害児保育を、学齢年齢3歳以上に拡大し再募集します。

対象児童 就労などのため入所させる必要があり、集団保育や毎日の通所が可能な平成13年4月1日以前に生まれた児童。

受付期限と申込先

2月16日までに東保育所申し込み者は福祉部子育て担当（「ゆとろ」内・西町）へ。ふとみ保育所申し込み者は直接同保育所へ。

詳細 福祉部子育て担当（「ゆとろ」内・☎3 - 3024）

